

■平成25年度第8回（第224回）都市経営戦略会議結果概要

【日 時】 平成25年11月26日（火） 午前9時20分～午前9時40分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、遠藤副市長、木下副市長、本間副市長、水道事業管理者、教育長、技監、政策局長、総務局長、財政局長、行財政改革推進本部長、総合政策監、保健福祉局長

【議 題】（2）社会保険大宮総合病院の移転建替えに関する支援について

< 提 案 説 明 >

社会保険大宮総合病院の移転建替えに関する支援について、保健福祉局長から次のような説明があった。

- ・社会保険大宮総合病院（北区盆栽町）は、市内北部の中核病院であり、第二次救急医療の病院群輪番制に参加しているほか、市内で唯一、深夜帯の小児初期救急医療を提供しており、本市にとって欠くことのできない病院である。
- ・老朽化が著しい社会保険大宮総合病院については、地元自治会などより、存続に関する要望があり、市としても市議会とともにその対応に努めてきた。
- ・平成25年5月、社会保険病院等を所有する、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下、RFOという）から、理事長名で、社会保険大宮総合病院の移転建替えを前提とした、社会保険大宮総合病院の敷地とプラザノース北側市有地の財産交換の申し出があると同年6月定例会において市長があいさつの中で明らかにした。
- ・その後、対象となる土地について鑑定評価を実施し、「さいたま市財産評価委員会」において決定した評価額をRFOに提示したところ、RFO側より、財産交換によって発生する差金が見込んでいた額を大幅に超過しているため、減額を求める要望書が提出された。なお、市の支援がない場合には、交換の申し出を撤回せざるをえないとする意向も併せて示された。
- ・平成26年4月より、RFOは、独立行政法人地域医療機能推進機構（以下、JCHOという）に改組され、原則として引き続き社会保険病院等を運営することになっている。
- ・RFOが現存する平成26年3月末までに財産交換がなされない場合、新しく改組されるJCHOが、同病院の移転建替えについて、新たに事業計画を精査することになる。その後、計画の評価を行うため、結論を得るまでに相当な期間を要することが予想される。この場合、同病院の移転建替えの見通しが立たなくなり、引いては老朽化に伴った診療中止の可能性も懸念されることとなる。
- ・保健福祉局としては、医療機能の存続を最優先に考え、一定の条件を付して、移転建替えに関する支援を行いたいと考えている。

- ・ 支援の方策の1点目は、R F Oとの財産交換における当初の交換差金 785,773,860円に対して、市有地を5年間無償貸付した場合に相当する432,187,715円を減額し、交換差金を353,586,145円に減額するものである。この減額の考え方は、「開設後5年間無償貸付とするが、その後は原則、有償貸付と」した平成21年8月24日の都市経営戦略会議において決定した支援策に準拠している。(※計算式は、資料を参照)
- ・ 2点目は、新病院開設までの間、現病院敷地を無償貸付(年額56,470,676円)するものである。(※計算式は、資料を参照)
- ・ 本件は、支援の実施により、社会保険大宮総合病院の担う機能を維持するだけでなく中核病院としての更なる機能の追加を条件とするものと考えている。
- ・ また、移転建替えの期間に年限を付すことで、速やかな事業の完遂を促進するものと考えている。

< 意見等 >

- ・ 現在の社会保険大宮総合病院はR F Oと市のどちらが解体するのか。
 - R F O側である。
- ・ 新病院はどれくらいの規模になるのか。
 - 病床数については、病床制限があるので、現在の163床を維持し、診療科目については、現状の診療科目に加え、必要な医師を確保した上で、小児医療及び産科医療の入院治療を行うことが条件となっている。
- ・ 敷地については、使用料を減額した上で貸し付けるのが一般的だと考えるが、土地を交換したい理由は何か。
 - R F O側としては、有償貸付にした場合、使用料を支払うのは難しいため、自ら所有する土地の上に病院を建てたいとの申し入れがあったためである。
- ・ 平成21年8月の都市経営戦略会議において、譲渡契約締結後5年以内に新病院を開設することと開設後5年間無償貸付とすることが確認されているので、最大10年間は敷地を無償貸付となるが、今回の支援策はこのことを根拠にしているのか。
 - 新病院開院後5年間の貸付料の減額に加え、建設工事(現有敷地の無償貸付)期間は5年程度かかると想定しており、合わせて10年分の貸付料の減額となることから、平成21年8月の都市経営戦略会議の決定事項に従ったものと考えている。
- ・ 支援策の2点目は、議案になるのか。
 - さいたま市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条に基づき、議案とはならない。

< 結果 >

- ・ 保健福祉局発議の社会保険大宮総合病院の移転建替えに関する支援については、了承する。

< 会議資料 >

(資料) 社会保険大宮総合病院の移転建替えに関する支援